

各位

会社名 株式会社ニーズウェル
 代表者名 代表取締役社長 船津 浩三
 (コード番号:3992 東証プライム市場)
 問合せ先 執行役員 田畑 更二
 (TEL. 03-6265-6763)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年11月24日開催の取締役会において、2022年12月23日開催予定の第36期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第13条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p style="text-align: center;">(追加)</p>	<p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>

現行定款	変更案
(追加)	<p data-bbox="847 159 943 192"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="847 197 1398 230"><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="847 235 1453 416"><u>第1条 2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="906 421 1442 524"><u>2 本条の規定は、前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日

2022年12月23日(予定)

定款変更の効力発生日

2022年12月23日(予定)

以上